

野々市市立館野小学校 いじめ防止基本方針

平成 26 年 5 月策定
(2026 年 4 月改訂)

目次

1. いじめの問題への基本姿勢・・・・・・・・・・ 2
2. いじめの未然防止のための取組・・・・・・・・ 6
3. いじめの早期発見・早期対応・・・・・・・・ 8
4. いじめ問題対策チームの設置・・・・・・・・ 12
5. いじめ未然防止、早期発見・早期対応の年間計画・再発防止
・・・・・・・・ 14
6. いじめ問題発生時の対応・・・・・・・・ 15
7. インターネットを通じて行われるいじめへの対応・・・・ 18
8. 個人情報等の取扱い・・・・・・・・ 19

はじめに

ここに定める「野々市市立館野小学校いじめ防止基本方針」は、平成25年6月28日公布、平成25年9月28日施行された「いじめ防止対策推進法」の第13条を踏まえ、本校におけるいじめ問題等に対する具体的な方針及び対策等を示すものである。

1. いじめの問題への基本姿勢

(1) いじめの定義

いじめ防止対策推進法：第2条

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

【※留意点】

- ・個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童の立場に立つことが必要である。
- ・いじめには、多様な態様があることに鑑み、いじめに該当するか否かを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないよう努めることが必要である。例えば、いじめられていても、本人がそれを否定する場合が多々あることを踏まえ、当該児童の表情や様子をきめ細かく観察するなどして確認する必要がある。
- ・いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、「法」第22条に基づく「いじめ問題対策チーム」を活用して行う。
- ・「一定の人的関係」とは、同じ学校・学級の児童や、塾やスポーツクラブ等当該児童が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童と何らかの人的関係を指す。
- ・「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。
- ・外見的にはけんかのように見えることでも、いじめられた児童の感じる被害性に着目した見極めが必要である。
- ・行為の対象となる児童本人が心身の苦痛を感じるに至っていないケース（例えば、インターネット上で悪口を書かれた児童がいたが、当該児童がそのことを知らずにいるような場合など）についても、加害行為を行った児童に対する指導等については、「法」の趣旨を踏まえた適切な対応が必要である。
- ・いじめられた児童の立場に立って、いじめに当たると判断した場合において、その全てが厳しい指導を要する場合であるとは限らない。具体的には、好意から行った行為が意図せずに相手側の児童に心身の苦痛を感じさせてしまったような場合については、行為を行った児童に悪意はなかったことを十分加味したうえで対応する。

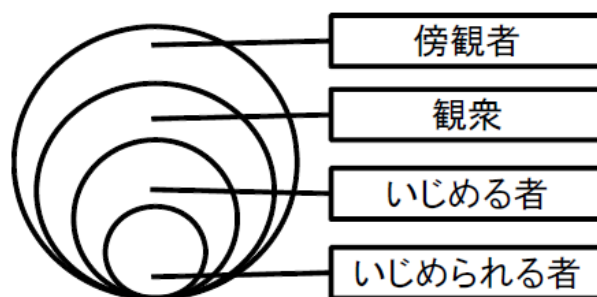
(2) いじめの理解

ア 「いじめは笑いに隠される」

いじめ被害者は、自分がいじめられている（辱められている・貶められている）という事実を認めたくないし、早く逃れたいと願っている。そのため、いじめという行為を”冗談”や”遊び”に転化させたいという気持ちが働き、ひどいことをされても軽微に見せかけようとしたり、笑ったりして、「自分は大丈夫だ」「心配ない」ということを、周囲や自分自身に示そうとする。しかし、このことが逆に、いじめ行為を維持・悪化させることにもなり、教職員によるいじめ発見を難しくさせることがある。また、加害者から「あれは遊びだった」「あいつも喜んでいた」という逃げ口上を生むことにもなる。さらに、いじめの早期発見ができなかった教職員自身の逃げ口上にもなりえる。被害者が笑っていた、楽しそうにしていたからといって、「いじめではない」と捉えずに、行為そのもので判断することが大切である。

イ いじめの四層構造

いじめは、「いじめる者」と「いじめられる者」という二者関係だけで成立しているのではなく、「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする存在や、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在によって成り立っており、傍観者の中らはいじめを抑止する「仲裁者」が現れるような学級経営を行うことが大切である。



ウ いじめる心理

いじめの衝動を発生させる原因として、心理的ストレス、集団内の異質な者への嫌悪感情、ねたみや嫉妬感情、遊び感覚やふざけ意識、いじめの被害者からの回避感情などが挙げられる。

【いじめの態様】

- ・冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- ・仲間はずれ、集団による無視をされる。
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- ・金品をたかられる。
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。

【犯罪に該当する可能性がある行為について】

- ・同級生の腹を殴ったり蹴ったりする→「暴行罪」（刑法第208条）
- ・顔面を殴打しあごの骨を折るケガを負わせる→「傷害罪」（刑法第204条）

- ・学校に来たら危害を加えると脅す→「脅迫罪」（刑法第222条）
- ・断れば危害を加えると脅し、汚物を口に入れさせる→「強要罪」（刑法第223条）
- ・断れば危害を加えると脅し、現金等を巻き上げる→「恐喝罪」（刑法第249条）
- ・教科書等の所持品を盗む→「窃盗罪」（刑法第235条）
- ・暴行又は脅迫を用いて他人の財物を奪い取る→「強盗罪」（刑法第236条）
- ・自転車を故意に破損させる→「器物損壊罪」（刑法第261条）
- ・校内や地域の掲示板に実名を挙げて、気持ち悪い、うざい、などと悪口を書く→「名誉棄損罪」（刑法第230条）、「侮辱罪」（刑法第231条）
- ・断れば危害を加えると脅し、性器を触る→「強制わいせつ罪」（刑法第176条）
- ・児童生徒の裸の写真を撮り、インターネット上のサイトに掲載する→「児童ポルノ提供等」（児童買春・児童ポルノ禁止法第7条）

（3）学校を挙げた積極対応

ア 校長をトップとするいじめ問題対策チームを常設し、「いじめを見逃さない学校」づくりを推進する

「いじめ問題対策チーム」を常設し、平時からいじめの問題に備えるとともに、日々の教職員の見守りを通して、小さな芽のうちに摘み取る。

イ 警察や児童相談所などの外部関係機関及び家庭や地域との連携を図り、「風通しのよい学校」づくりを推進する

スクールカウンセラー等の専門家や関係機関等との連携を深め、積極的に外部の人材の活用を進めるとともに、学校側からも積極的に家庭や地域に情報を発信するなど、双方向に「風通しのよい」関係をつくる。

ウ いじめの問題に組織的に対応し、児童生徒が安心して学ぶことができる環境を整える

いじめの問題が発生した場合には、関係教職員による個別案件対応班を組織し、役割分担に沿った迅速で的確な対応を行い、いじめの早期解消を図る。

（4）平時からの基本姿勢

教育活動全体を通じて、以下の認識に基づき、いじめの防止等に当たる。

- ・「いじめは、人間として絶対に許されない」
- ・「いじめは、どの学校でも、どの子にも起こり得る」
- ・「いじめは、見ようとしなければ、見逃してしまう」

ア いじめは、「どの子どもにも、どの学校でも、起こりうる」ものであることを、全教職員が十分認識する

全ての児童がいじめに巻き込まれる可能性があるものとして、全員を対象とした事前の働きかけ（未然防止の取組）を行うことが、最も合理的で最も有効な対策であることを認識する。

イ 「いじめは人間として絶対に許されない」という意識を、学校教育全体を通じて、児童一人一人に徹底する

いじめられている児童については、学校が徹底して守り通すという姿勢を日頃から示すとともに、いじめている児童については、警察等との連携も含め、毅然とした対応をとることを示す。

ウ 児童一人一人を大切にできる意識や、日常的な態度が重要であることを教職員自身が認識すること

教職員の言動が、児童に大きな影響力を持つことを十分認識し、いやしくも教職員自身が児童を傷つけたり、他の児童によるいじめを助長したりすることがないようにする。

エ いじめが解決したと見られる場合でも、教職員の気づかないところで、陰湿ないじめが続いていることも少なくないことを認識する

一場面での指導により、いじめが解消したと安易に判断することなく、継続して十分な注意を払い、折に触れて必要な指導を行う。

オ 定期的な調査だけでなく、必要に応じて、きめ細かな実態把握に努め、情報を全教職員で共有すること

児童が発するサインを見逃さないよう、児童の実態に合わせた調査を実施し、全教職員の共通理解のもと、迅速に対応する。また、いじめにつながりかねない児童の言動を正確に把握する方策をとる。

2. いじめの未然防止のための取組

(1) わかる授業づくり

- ・「わかった」「できた」「使えた」が実感できる授業づくりを行う。思わず取り組みたくなるような課題を設定し、児童の主体的な参加を促すとともに、まとめや振り返りの時間を確保する。
- ・学習指導の場における積極的な生徒指導を行う。学習指導に際し、児童生徒に自己存在感を与えること、共感的な人間関係を育成すること、自己決定の場を与え自己の可能性の開発を援助すること、安心・安全な「居場所づくり」に配慮した授業にすることの四つの視点に留意する。
- ・「学び合い学習」を充実させる。学習過程や学習形態を工夫し、全ての児童が授業に参加でき、活躍できるようにする。
- ・「教職員の学び合い」を推進する。教職員が互いの授業を気軽に参観できる体制づくりを進め、互いにアドバイスし合うことで授業改善を図る。

(2) 魅力ある学級・学校づくり

- ・全ての児童が大切な学級の一員であり、一人ひとりが仲間と関わり、自己存在感を味わう中で、望ましい人間関係をつくることのできるよう、よさを認め合う学級経営を充実する。
- ・学級活動はもとより児童会活動等でもいじめ・差別などを許さないという意識を高められるような取組を行い、児童が主体的に問題解決に向かえるようにする。

(3) 生命や人権を大切にす指導

- ・全教職員が自他の生命の大切さや人を傷付けることは絶対許されないということを具体的な場面で繰り返し指導する。
- ・他人の心の痛みを理解できるようにするために、幅広い世代との交流、ボランティア活動等の心に響く体験活動を充実する。
- ・教育活動全体を通じて、児童一人ひとりに命を大切にする心、他を思いやる心、自律の心等が育つ道徳教育を充実する。
- ・誰もが差別や偏見を許さず、互いに思いやりの心をもって関わることをするための人権教育を充実し、人間尊重の気風に満ちた学校づくりを進める。
- ・「学級・学校に居場所がある」ということが感じられるような心の成長を支える教育相談に努める。

(4) 自己有用感や自己肯定感を育む取組

- ・たてわり活動（学年の異なる集団活動）を行う。高学年がリーダーとなり、下級生とともに楽しい時間を過ごすために、自分たちで計画を立て、実行する。活動は年間を通して行い、一人ひとりが集団の一員として役割を自覚し、思いやりをもって関わりながら

自分らしさを発揮していく自主的・実践的な態度を育成できるようにする。

(5) 児童会等が中心となる取組

- ・児童参加型のあいさつ運動を行う。あいさつに関する生活目標の際にあいさつの自己チェックを全校で行う。また、生活委員会が中心となって、あいさつに関する取り組みを「たちのっ子委員会」を通して呼びかけ、あいさつの向上に向けて自分たちで考えて取り組む。

(6) 家庭や地域と連携した取組

- ・家庭や地域と協力して「いじめを見逃さない・風通しのよい学校づくり」に取り組む。
- ・教育フォーラム等でアンケート調査の結果やいじめ防止基本方針の概要を保護者や地域に周知するとともに、地域全体でいじめの問題に取り組む気運を高める。

(7) インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進

- ・スマートフォンや通信型ゲーム機等の取扱いに関する指導の徹底について、教職員及び保護者の間で共通理解を図る。また、スマートフォンや通信型ゲーム機等を介した誹謗中傷等への適切な対応に関する啓発や情報モラル教育等についての指導を一層充実する。
- ・インターネット上のトラブルやSNSの使い方について、保護者や地域の方も交えた交流会等、自治的な活動を充実する。

3. いじめの早期発見・早期対応・再発防止

(1) アンケート調査等の実施を含めた的確な情報収集、小さなサインを見逃さない校内連携体制の充実

- ・いじめ等の問題行動の未然防止、早期発見・早期対応ができるよう、日常的な声かけ、チェックシートの活用、定期的なアンケートの実施等、多様な方法で児童のわずかな変化の把握に努めるとともに、変化を多面的に分析し、対応に生かす。
 - ・全教職員がきめ細かい情報交換を日常的に行い、いじめの認知に関する意識を高めるとともに協力体制を整える。具体的には次の2点を意識して行う。
- ① 児童が欠席した際には、必ずその日のうちに家庭に電話連絡をし、児童の様子を聞く、2日以上欠席が続いたときは家庭訪問を行うことを原則にすることで、欠席している児童の状態を細かにつかみ、保護者との連携を図るようにする。
 - ② 児童の欠席が3日以上続いているとき、または連続ではなくても以前よりも欠席が多くなっているときには、養護教諭、学級担任、生徒指導主事、管理職が報告・連絡をし合い、対応について話し合う。
- ・毎月いじめアンケートを実施し、持ち帰りアンケート(10月)、各学期1回(6月・11月・1月)のいじめアンケートの際には担任による全児童との面談を実施し、情報を収集するとともに担任とのつながりをつくるようにする。

(2) 教育相談体制の充実

- ・教職員は、受容的かつ共感的な態度で傾聴する姿勢を大切に教育相談を進める。特に、問題が起きていない時こそ信頼関係が築けるよう、日頃から児童理解に努める。
- ・問題発生時においては、「大丈夫だろう」と安易に考えず、問題が深刻になる前に早期に対応できるよう、危機意識をもって児童の相談に当たる。
- ・児童の変化に組織的に対応できるようにするため、生徒指導主事や教育相談担当を中心に、校内の全教職員がそれぞれの役割を相互理解した上で協力し、保護者や関係機関等と積極的に連携を図る。

(3) 教職員の研修の充実

- ・夏季休業中の校内研修や適宜職員研修を行い、一人ひとりの教職員が、早期発見・早期対応はもちろん、未然防止に取り組むことができるようにする。

(4) 保護者との連携

- ・いじめの事実が確認された際には、いじめた側、いじめを受けた側ともに保護者への報告を行い、謝罪の指導を親身になって行う。その指導の中で、いじめた側の児童にいじめが許されないことを自覚させるとともに、いじめを受けた児童やその保護者の思いを受け止め、いじめる児童自身が自らの行為を十分に反省する指導を大切にする。保護者の理解や協力を十分に得ながら指導に当たり、児童の今後に向けて一緒になって取り組んでいこうとする前向きな協力関係を築くことを大切にする。

(5) 関係機関等との連携

- ・いじめを中心とする生徒指導上の諸問題を学校だけで抱え込まず、その解決のために、

日頃から教育委員会や警察、市教育センター、民生委員、学校評議員等とのネットワークを大切に、早期解決に向けた情報連携と行動連携を行い、問題の解決と未然防止を図るように努める。

- ・インターネット上の誹謗中傷等については、保護者の協力を得ながら迅速に事実関係を明らかにするとともに、状況に応じて警察等の関係機関と連携して解決に当たる。

(6) いじめの再発防止に向けて

- ・いじめ事案が発生した場合には、事実確認や指導が終わったことがいじめの解消と考えるのではなく、その後少なくとも3か月間は経過を観察し、確実にいじめがないと確認されたときに初めていじめの解消と判断することとする。

(7) 学校で分かるいじめ発見のポイント

ア いじめられている子どもが学校で出すサイン

※印無理にやらされている可能性のあるもの

発見の機会	観察の視点（特に、変化が見られる点）	
朝の会	<ul style="list-style-type: none"> ○ 遅刻・欠席が増える ○ 表情が冴えず、うつむきがちになる 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 始業時刻ぎりぎりの登校が多い ○ 出席確認の声が小さい
授業開始時	<ul style="list-style-type: none"> ○ 忘れ物が多くなる ○ 用具、机、椅子等が散乱している ○ 一人だけ遅れて教室に入る 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 涙を流した気配が感じられる ○ 周囲が何となくざわついている ○ 席を替えられている
授業中	<ul style="list-style-type: none"> ○ 正しい答えを冷やかされる ○ 発言に対し、しらけや嘲笑が見られる ○ 責任ある係の選出の際、冷やかし半分に名前が挙げられる ○ ひどいアダ名で呼ばれる 	<ul style="list-style-type: none"> ○ グループ分けで孤立することが多い（机を合わせないなど） ○ 保健室によく行くようになる ※ 不まじめな態度で授業を受ける ※ ふざけた質問をする ※ テストを白紙で出す
休み時間	<ul style="list-style-type: none"> ○ 一人でいることが多い ○ わけもなく階段や廊下等を歩いている ○ 用もないのに職員室等に来る ○ 遊びの中で孤立しがちである ○ プロレスごっこで負けることが多い 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 集中してボールを当てられる ○ 遊びの中で、いつも同じ役をしている ※ 大声で歌を歌う ※ 仲良しでない者とトイレに行く
給食時間	<ul style="list-style-type: none"> ○ 食べ物にいたづらをされる ○ グループで食べる時、席を離している ○ その子どもが配膳すると嫌がられる 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 嫌われるメニューの時に多く盛られる ※ 好きな物を級友に譲る
清掃時	<ul style="list-style-type: none"> ○ 目の前にゴミを捨てられる ○ 最後まで一人でする ○ 椅子や机がぼつんと残る 	<ul style="list-style-type: none"> ※ さぼることが多くなる ※ 人の嫌がる仕事を一人でする

放課後	<ul style="list-style-type: none"> ○ 衣服が汚れたり髪が乱れたりしている ○ 顔にすり傷や鼻血の跡がある ○ 急いで一人で帰宅する 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 用事がないのに学校に残っている日がある ※ 他の子の荷物を持って帰る
------------	--	---

イ いじめている子どもが学校で出すサイン

発見の機会	観察の視点（特に、変化が見られる点）	
授業中	<ul style="list-style-type: none"> ○ 文具などを本人の許可もないのに勝手に使っている ○ プリントなどの配布物をわざと配らなかつたり、床に落としたりする ○ 自分の宿題をやらせている 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 指名されただけで目配りし、嘲笑する ○ 後ろからイスを蹴ったり、文具等で体をつついたりしている ○ 授業の後片付けを押しつけている
休み時間	<ul style="list-style-type: none"> ○ 嫌なことを言わせたり、触らせたりしている ○ けんかするよう仕向けている 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 移動の際など、自分の道具を持たせている ○ 平気で蹴ったり、殴ったりしている
給食時間	<ul style="list-style-type: none"> ○ 配膳させたり、後片付けさせたりしている ○ 自分の嫌いな食べ物を押しつける 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 自分の好きな食べものを無理矢理奪う
清掃時間	<ul style="list-style-type: none"> ○ 雑巾がけばかりさせている ○ 雑巾を絞らせている 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 机をわざと倒したり、机の中のを落としたりする
放課後	<ul style="list-style-type: none"> ○ 自分の用事に付き合わせる 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 待たせて一緒に帰る

ウ 注意しなければならない児童生徒の様子

様子等	観察の視点（特に、変化が見られる点）	
動作や表情	<ul style="list-style-type: none"> ○ 活気がなく、おどおどしている ○ 寂しそうな暗い表情をする ○ 手遊び等が多くなる ○ 独り言を言ったり急に大声を出したりする 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 視線を合わさない ○ 教師と話するとき不安な表情をする ○ 実行委員を辞める等やる気を失う ※ 言葉遣いが荒れた感じになる
持ち物や服装	<ul style="list-style-type: none"> ○ 教科書等にいたずら書きされる ○ 持ち物、靴、傘等を隠される 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 刃物等、危険な物を所持する ○ 服装が乱れたり破れたりしている
その他	<ul style="list-style-type: none"> ○ 日記、作文、絵画等に気にかかる表現や描写が表れる ○ 教科書、教室の壁、掲示物等に落書きがある ○ インターネットや携帯電話のメールに悪口を書き込まれる ○ SNS のグループから故意に外される 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 教材費、写真代等の提出が遅れる ○ 飼育動物や昆虫等に残虐な行為をする ○ 下足箱の中に嫌がらせの手紙等が入っている ※ 校則違反、万引き等の問題行動が目立つようになる

* SNS：ソーシャル・ネットワーキング・サービスの略。インターネット上で気軽に交流できるコミュニティサイト。（「情報モラル指導者研修ハンドブック」より）

（7）家庭で分かるいじめ発見のポイント

学校は保護者から、子どもの家庭での様子について、以下のような相談があったら、いじめられているのではないかと受け止め、指導に当たる。

ア いじめられている子どもが家庭で出すサイン

- 衣服の汚れが見られたり、よくけがをしたりしている。
- 風呂に入りたがらなくなる。（殴られた傷跡等を見られるのを避けるため）
- 買い与えた学用品や所持品が紛失したり、壊されたりしている。
- 食欲がなくなったり、体重が減少したりする。
- 寝付きが悪かったり、夜眠れない日が続いたりする。
- 表情が暗くなり、言葉数が少なくなる。
- いらいらしたり、おどおどしたりして、落ち着きがなくなる。
- 部屋に閉じこもることが多く、ため息をついたり、涙を流したりする。
- 言葉遣いが荒くなり、親やきょうだいに反抗したり、八つ当たりしたりする。
- 親から視線をそらしたり、家族に話しかけられることを嫌がったりする。
- ナイフ（刃物）などを隠し持つことがある。
- 登校時刻になると、頭痛、腹痛、吐き気などの身体の不調を訴え、登校を渋る。
- 長期休業明けの新学期当初や連休明けの週初めに登校を渋る。
- 転校を口にしたり、学校をやめたいなどと言い出したりする。
- 家庭から品物やお金を持ち出したり、余分な金品を要求したりする。
- 親しい友人が家に来なくなり、見かけない者がよく訪ねてくる。
- 不審な電話や、嫌がらせの手紙が来る。友人からの電話で、急な外出が増える。
- 自己否定的な言動が見られ、死や非現実的なことに関心をもつ。
- 投げやりで、集中力がわからない。些細なことでも決断できない。
- ゲーム機などに熱中し、現実から逃避しようとする。

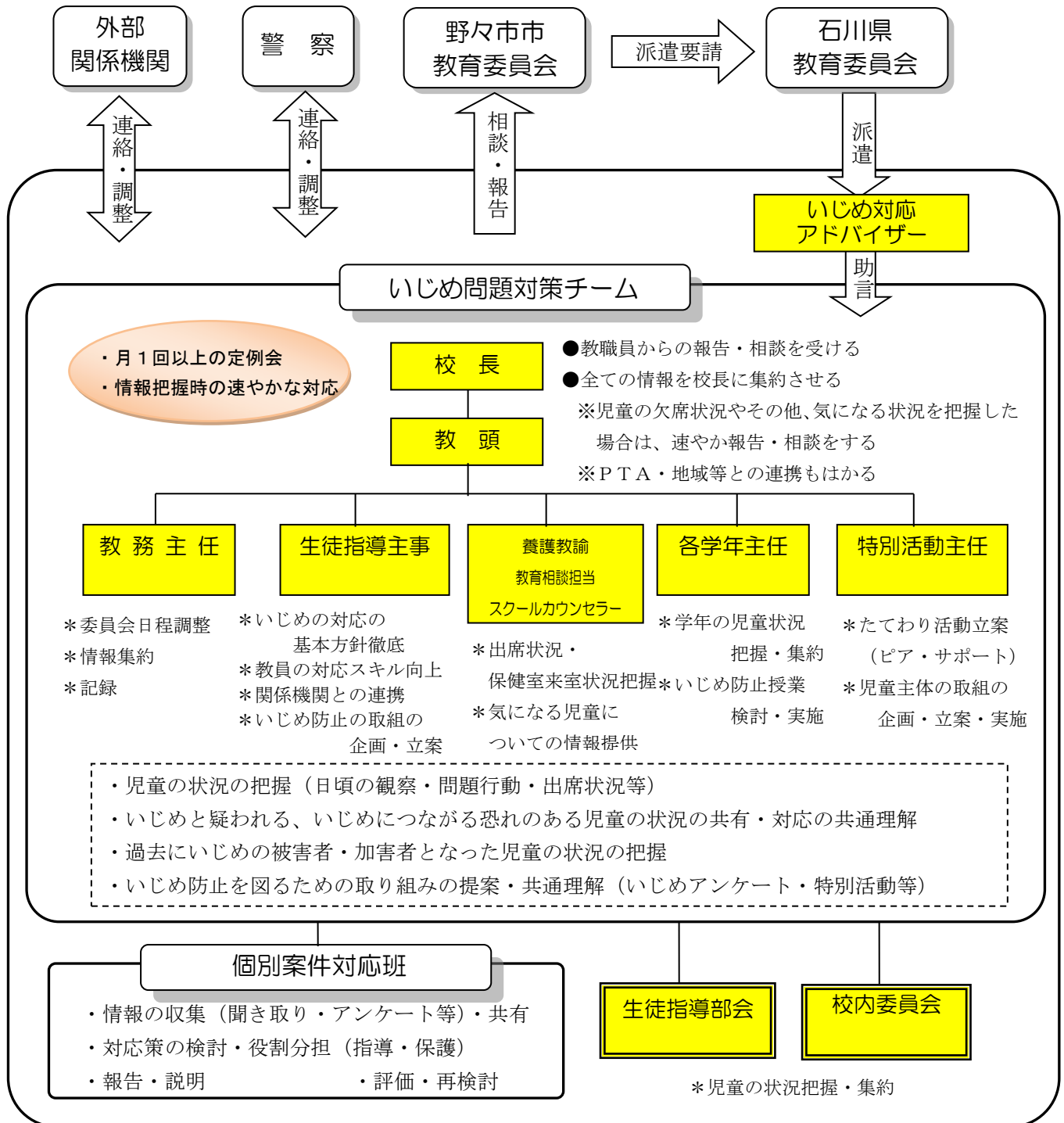
イ 「ネットいじめ」にあっている子どもが家庭で出すサイン

- パソコンや携帯電話等を頻繁にチェックする、又は、全く触れようとしなくなる。
- 親が近づくと画面を切り替えたり、隠そうとしたりする。
- インターネットを閲覧した後に、動揺しているような行動をとる。
- 携帯電話等の着信音に、怯えるような態度をとる。
- 電話やメールの受信後に、そっと一人で出かけようとする。

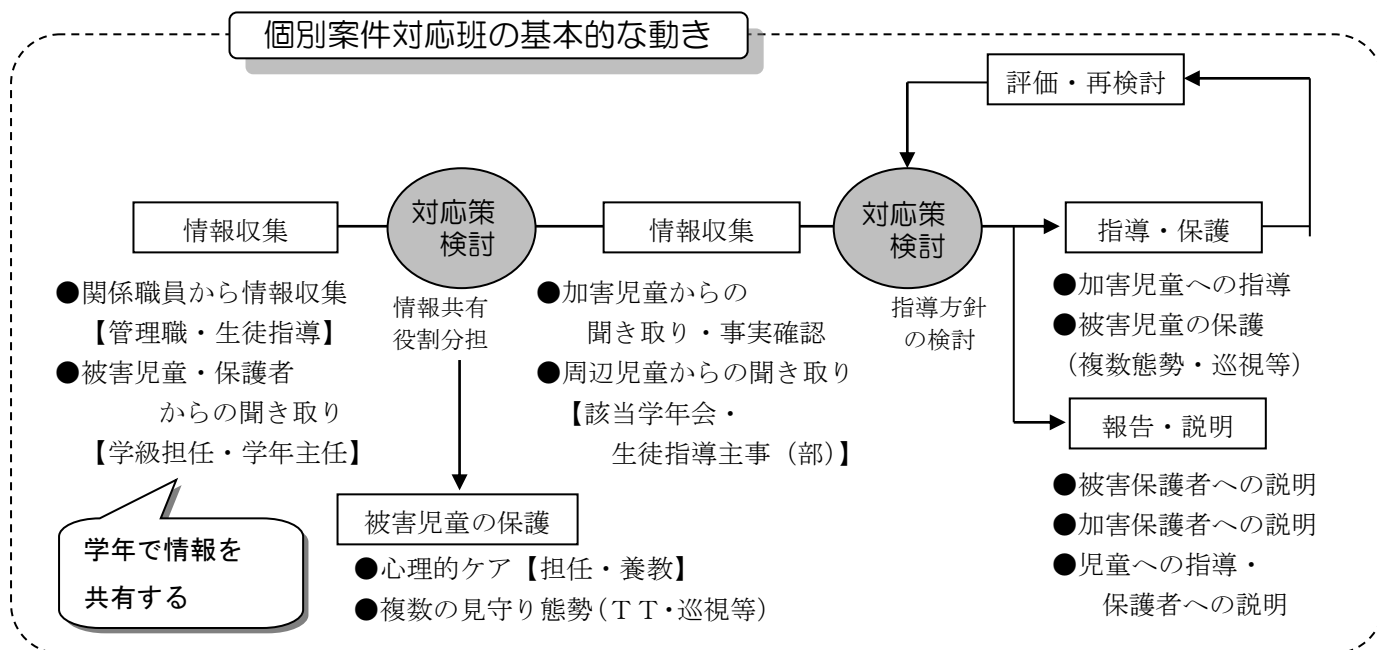
4. いじめ問題対策チームの設置（いじめ防止対策推進法：第22条）

- ・いじめの未然防止、早期発見・早期対応等を平時から実効的かつ組織的に行うため、校長をトップとする「いじめ問題対策チーム」を常設する。
- ・当該チームは基本方針の策定や見直し、いじめ防止に向けた取組の進行状況のチェック、対処がうまくいかなかったケースの検証、計画の見直しなど、P D C Aサイクルで検証を行う役割も担う。

（1）いじめ問題対策チームの組織・活動内容



(3) 個別案件対応班の動き



(4) いじめ問題対策チームの組織

学校職員 : 校長・教頭・各学年主任・教務主任・特別活動主任・生徒指導主事・養護教諭
教育相談担当・スクールカウンセラー・いじめ対応アドバイザー

5. いじめ未然防止、早期発見・早期対応・再発防止の年間計画

月	担当者	取組内容
4月	校長	いじめ問題対策チームの設置（毎月1回実施）
	生徒指導主事	職員研修会の実施（方針、前年度のいじめの実態と対応等の確認）
	校長	学校だより、ホームページ等による「方針」の発信
	研究主任	授業改善に向けた研修会
	生徒指導主事	教育フォーラムでの方針の説明・児童理解の会実施・あいさつの取組
	特別活動主任	人間関係づくりのためのエンカウンター実施
	教育相談担当	第1回生活アンケート・希望者面談
5月	教育相談担当	第2回生活アンケート・希望者面談
	特別活動主任	人間関係づくりのためのエンカウンター実施
	道徳担当	不登校・いじめ防止 B（主として人との関わりに関すること）親切、思いやり
	特別活動主任	遠足の実施
	生徒指導主事	あいさつの取組
6月	教育相談担当	第3回生活アンケート・全員面談実施
	特別活動主任	縦割り活動
	生徒指導主事	いじめ対応アドバイザーを交えての校内研修・思いやりの取組
7月	生徒指導主事	いじめ問題への取組チェックによる自己評価
	特別活動主任	たてわり活動
	教育相談担当	第4回生活アンケート・希望者面談
8月	生徒指導主事	いじめ対応に関する職員研修
	生徒指導主事	児童理解の会実施
	研究主任	授業改善に向けた研修会
9月	特別活動主任	人間関係づくりのためのエンカウンター実施
	教育相談担当	第5回生活アンケート・希望者面談
	生徒指導主事	あいさつの取組
10月	生徒指導主事	いじめ対応アドバイザーを交えての校内研修・あいさつの取組
	教育相談担当	第6回生活アンケート（持ち帰り）・全員面談
	特別活動主任	運動会を通しての集団作り
11月	生徒指導主事	児童理解の会実施・思いやりの取組
	教育相談担当	第7回生活アンケート・希望者面談
12月	人権教育担当	人権週間に向けた取組（いじめ問題強化月間）
	道徳担当	不登校・いじめ防止 B（主として人との関わりに関すること）親切、思いやり
	教育相談担当	第8回生活アンケート・希望者面談
	生徒指導主事	いじめ問題への取組チェックによる自己評価
	生徒指導主事	いじめ早期発見チェック・思いやりの取組

1 月	生徒指導主事 教育相談担当 特別活動主任	児童理解の会実施・あいさつの取組 第9回生活アンケート・全員面談 人間関係づくりのためのエンカウンター実施
2 月	道徳担当 生徒指導主事 教育相談担当 特別活動主任	不登校・いじめ防止 B（主として人との関わりに関する）親切、思いやり 思いやりの取組 第10回生活アンケート・希望者面談 たてわり活動（ありがとうの会）
3 月	生徒指導主事 生徒指導主事 教育相談担当	児童理解の会実施 次年度への引き継ぎ いじめ問題への取組チェックによる自己評価 第11回生活アンケート・希望者面談

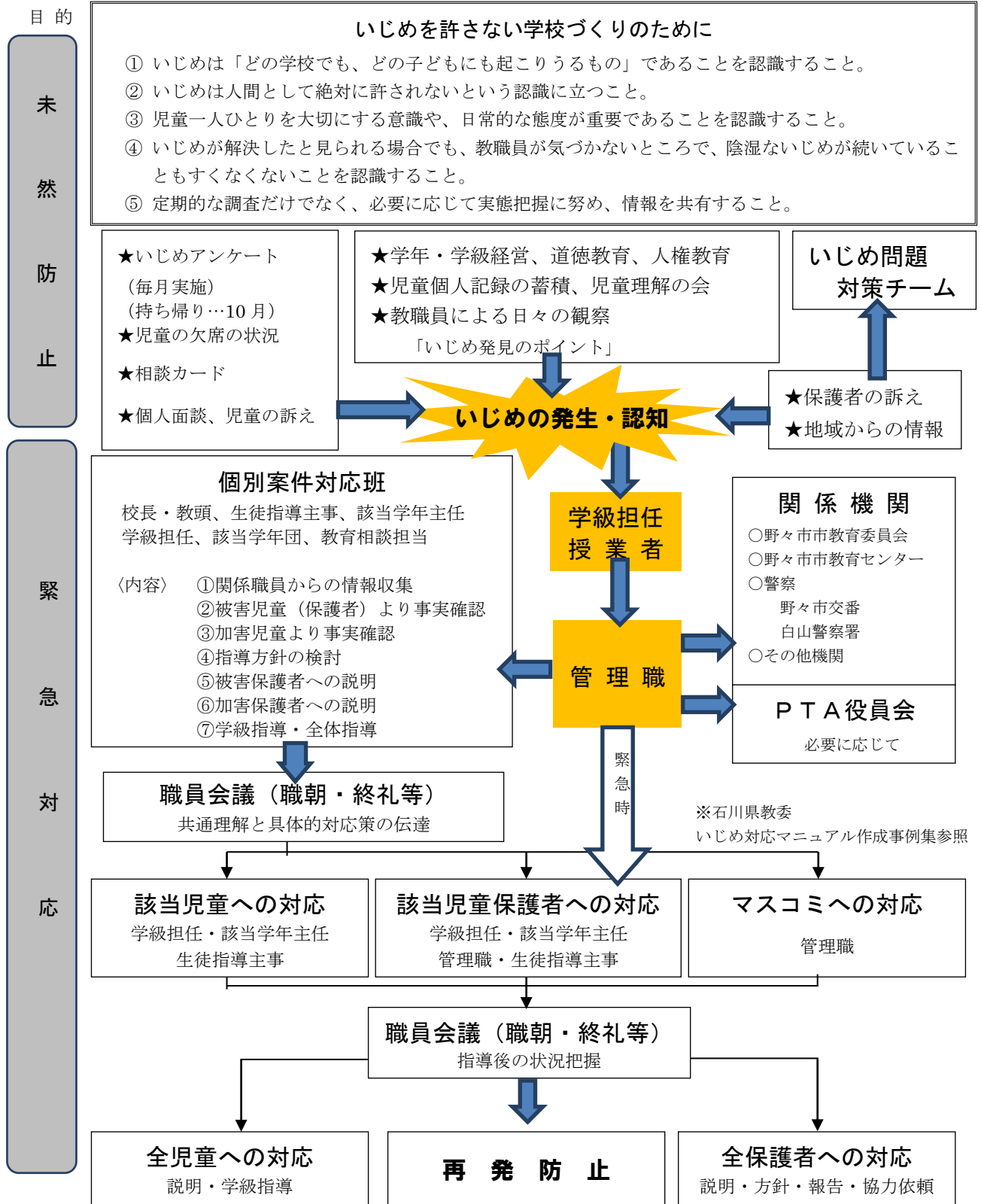
6. いじめ問題発生時の対応

(1) 対応姿勢

- ・いじめの認知を担任のみの判断で行うことなく、気になる状況・情報を把握した場合には、校長・教頭・生徒指導主事・学年主任等に連絡・相談し、いじめを見逃したり、軽視したりすることのないようにする。
(学級担任のみで抱え込むことのないようにし、学年会等で、子どもたちの状況について話し合う機会を日常的にもつ)
- ・教育相談を、いじめ・問題行動が発生した後の心のケアのみにとどまることなく、積極的に児童とのコミュニケーションを図ったり、いじめ・問題行動の早期発見にいかしたりするようにする。
- ・いじめを発見した場合、いじめと思われる事態を把握した場合には、いじめ対策委員会を緊急招集するとともに、個別案件対応班を編成して、教職員が役割分担に応じ、速やかに、組織的に対応する。また、その結果を市教育委員会へ報告する。
- ・各種会合等を活用して、PTA役員会、学校評議員会、地区委員・育成委員、町会長等地域関係団体からの情報を得て、いじめの早期発見・対応に生かす。

(2) いじめ問題対応マニュアル

いじめが起きない体制づくりを推進するとともに、万が一起きた場合の的確な対応を行うための指針とする。



【大まかな対応順序】

- ① いじめの訴え、情報、兆候の察知
- ② 管理職等への報告といじめ対策委員会による対応方針の決定
- ③ 事実関係の丁寧で確実な把握（複数の教員で組織的に、保護者の協力を得ながら、背景も十分聞き取る）
- ④ いじめを受けた側の児童のケア（必要に応じて外部専門家に力を借りる）
- ⑤ いじめた側の児童への指導（背景についても十分踏まえた上で指導する）
- ⑥ 保護者への報告と指導について協力依頼（いじめた側の児童及び保護者への謝罪を含む）
- ⑦ 関係機関との連携
（教育委員会への報告、警察やスクールカウンセラー・子どもセンター等との連携）
- ⑧ いじめを見ていた児童への指導
- ⑨ 経過の見守りと継続的な支援（保護者との連携）

（3）「重大事態」と判断された時の対応

① 重大事態の意味

重大事態とは、法第 28 条において以下のように定義される。

- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童生徒の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められるとき
- 二 いじめにより当該学校に在籍する児童生徒が相当な期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認められるとき

なお、児童生徒の生命、心身、又は財産に重大な被害が生じる場合とは、

- ・ 児童生徒が自殺を企画した場合
- ・ 身体に重大な障害を負った場合
- ・ 金品等に重大な被害を被った場合
- ・ 精神性の疾患を発症した場合

などのケースが想定される。

相当な期間については、国の基本方針では不登校の定義を踏まえ、年間 30 日を目安としている。ただし、日数だけではなく、児童生徒の状況等、個々のケースを十分把握する必要がある。

また、児童生徒や保護者から、いじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態であるにとらえる必要がある。

② 重大事態の報告

学校は重大事態と思われる案件が発生した場合には直ちに教育委員会に報告する。

③ 調査の趣旨及び調査主体

調査は重大事態に対処するとともに、同種の事態の発生防止に資するために行うものである。学校は、重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ、だれから行われ、ど

のような態様であったか、いじめを生んだ背景事情としてどのような問題があったのか、教職員がどのように対応したかなどの事実関係を明確にする。

なお、学校主体の調査では、重大事態への対処及び同種の事態の発生の防止に必ずしも十分に結果が得られないと判断された場合や、学校の教育活動に支障が生じる恐れがある場合には、教育委員会が調査を実施する。

④ 調査結果の提供及び報告

学校は教育委員会の指導の下、いじめを受けた児童生徒やその保護者に対して、調査によって明らかになった事実関係について説明する。

学校は、教育委員会に調査結果を報告する。

7. インターネットを通じて行われるいじめへの対応

(1) 「ネットいじめ」の未然防止・早期発見について

- ・教育委員会と連携して、WEBチェッカーズに定期的に参加しインターネット上のトラブルの早期発見に努める。
- ・ICTサポーターと共に児童の発達段階に応じた情報モラル教育を推進する。
- ・「ネットいじめ」について、教職員自身が理解するとともに、保護者においてもこれらについての理解を求めていく。
- ・インターネットの利用に関する親子のルール作りや児童同士のルール作りを推進する。
- ・児童に携帯電話等を所持させる場合には、フィルタリングサービスの利用を徹底するよう保護者に周知する。

(2) 「ネットいじめ」の対応について

- ・グループチャット機能を使用した仲間はずしなどのいじめについては、被害児童及び加害児童双方から、十分な聞き取りを行い、事実関係を明らかにするとともに、相手の立場に立って考えさせる指導を行う。
- ・インターネット上の不適切な書き込み等については、一旦保存した上で、被害の拡大を避けるため、直ちに削除する措置をとる。
- ・名誉毀損やプライバシー侵害等があった場合、プロバイダに対して速やかに削除を求めるなど必要な措置を講じる。なお、必要に応じて警察や地方法務局の協力を求める。
- ・児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。

(3) 削除依頼等の手順について

・事実の確認

被害者本人及び保護者の了解のもと、発見の経緯、書き込み者の心当たりの有無、保

護者への相談状況、他の児童の認知状況等を確認し、実態を把握する。なお、書き込みのあった掲示板等のアドレスを控え、書き込み内容は保存しておく。

・対応方針の検討

把握した実態に対し、校長の指示のもと組織的に対応する。その際、被害者本人及び保護者の心情にできる限り配慮する。

・児童への対応

被害者本人への対応（不安の共感的理解）、加害者への対応（書き込み者が特定されている場合）、当事者以外の児童への指導（必要と判断した場合）等について、インターネット上の対応と平行して行う。

・インターネット上の対応

書き込み者が特定できた場合には、当該児童に書き込みを削除させることを先決とする。書き込み者が特定できない場合には、被害者本人や保護者又は学校等が掲示板の管理者やプロバイダ等に削除依頼を行う。

・事後の経過の確認

書き込みを削除できた場合でも、しばらくの間は、被害者の心のケアとともに、その後の書き込み状況の経過を見る。

8. 個人情報等の取扱い

個人調査（アンケート等）について

- ・いじめ問題が重大事態に発展した場合は、重大事態の調査組織においても、アンケート調査等が資料として重要となることから、3年間保存する。